

# 論点メモにおける環境配慮についての追加説明

**道園真一郎・宮原正信**

**LCC (Linear Collider Collaboration)**

**KEK加速器研究施設**

# 地域に調和した環境保全

- **ILC候補地域における自然環境保全：**
  - 環境アセスメントの実施
    - 実施済みの予備調査を参考に、本調査を実施。
    - 環境省指針による「環境影響評価」の実施→報告→評価
  - 地域の自然環境の保全
    - 調査結果をもとに環境保全計画を策定。
    - 地域自治体・住民に保全計画を説明、理解を得て実施。
- **CERN/LHCでの環境アセスメント：**
  - CERN-LHC 建設時の環境アセスメント、自治体・地域住民との対話を重ね、環境を保全した実験サイト建設の実績を参考とする。
    - URL: <https://cds.cern.ch/record/348945/files/LHC-etude-impact.pdf>

# ILC 加速器・土木工事準備の進め方 (案)

	(これまで)	1	2	3	4	5	6	7~15
期間	予備調査	予備準備		本準備 - 1	- 2	- 3	- 4	建設
<b>土木工事:</b>								
基本計画		基本計画 (改定)						
地形測量・地質調査	2007 ~ 2018	事前準備		測量・調査	詳細			
基本設計	2017 ~ 2017			基本設計				
実施設計					実施設計	発注図書		
施工計画						施工計画		
実施準備						基準書・積算	契約	
土木工事								工事 (~5年)
<b>環境評価:</b>								
準備			事前準備	配慮書・方法書:				
アセスメント	2012 ~ 2015				現地調査、予測、公告→準備書	評価		
モニター								モニター
<b>用地取得:</b>								
調査・準備	2012 ~ 2017			準備	測量			
取得						事業認定 → 取得/収用・補償		

## 注) 前提条件:

- 候補地域で実施された予備調査結果が活用されつつ、予備準備および本準備期間の合計6年間で準備。
- 現在は予備準備期間の段階。政府方針が示された段階で本準備(予算を伴う)期間となる。事業主体は国又は準ずる機関としての位置付け。
- 本準備期間の1年目から調査費(地質調査・環境影響評価・測量等)の予算措置が必要。3年目に所要の法整備。土地収用法(第3条)の収用対象事業(国等が行う試験研究)となり、租税特別措置・控除の対象となることを想定。森林法に対応した届出協議を想定。
- 環境影響評価は任意アセスを想定。法令の規定によるアセスとなった場合にも所要期間を確保する。

日本学術会議(2018/10/02)追加資料

# 参考：CERN-LHC建設・環境アセスメント

<https://cds.cern.ch/record/348945/files/LHC-etude-impact.pdf>

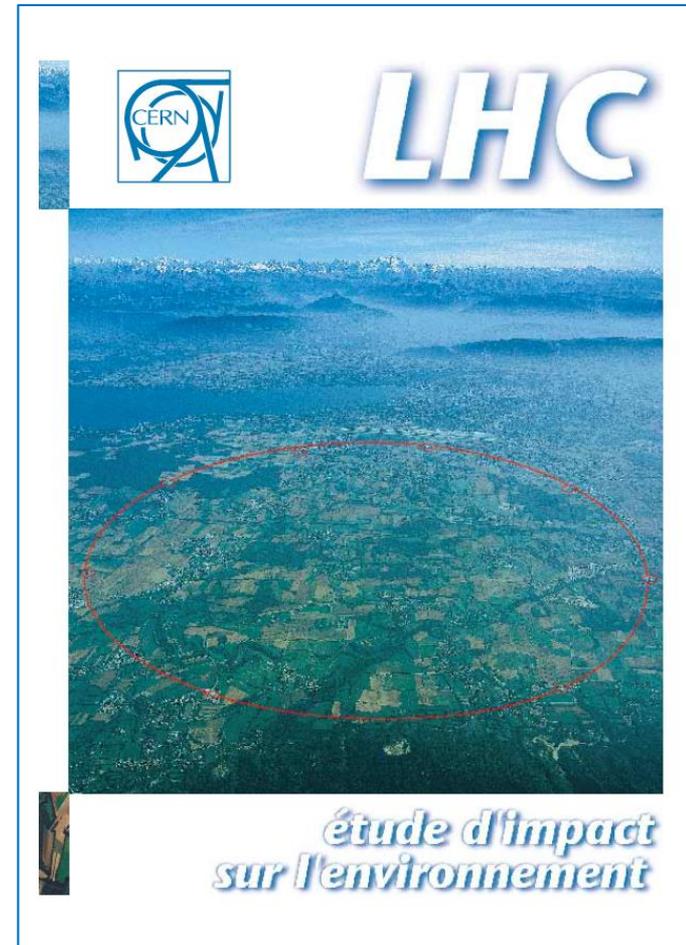
## 環境アセスメント報告書内容(384ページ)：

1. LHCの科学的意義
2. LHC加速器
3. LHC実験
4. 建設計画
5. 建設の推進
6. 初期環境条件の確認
7. 環境へのLHCの影響
8. 環境保全、影響削減・補償対策

-----

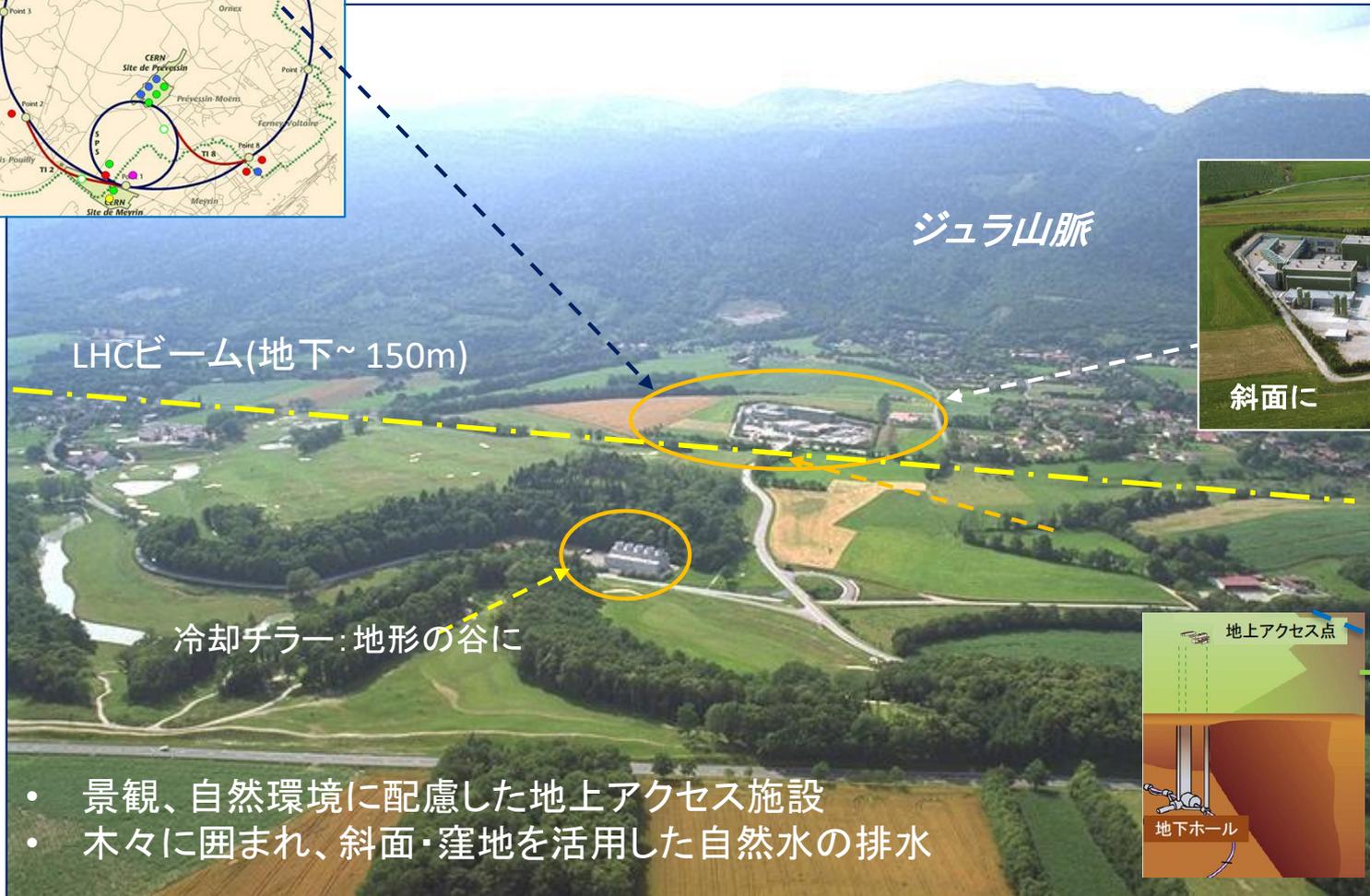
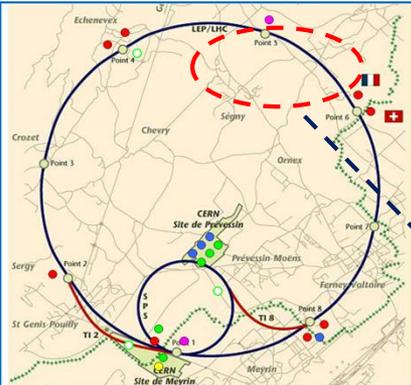
## ノート：

- 地域自治体・住民との対話 (> 2年)を経て相互信頼、理解を深めた結果としてのサイト設計計画が具体的にまとめられている。
- LHC建設協力を通して培われたCERN-KEK協力を踏まえ、CERN-LHCでの経験をILCに十分に活かす事ができる協力関係が確立している。



# 自然環境と調和する CERN-LHC 地上アクセス施設 (P4)

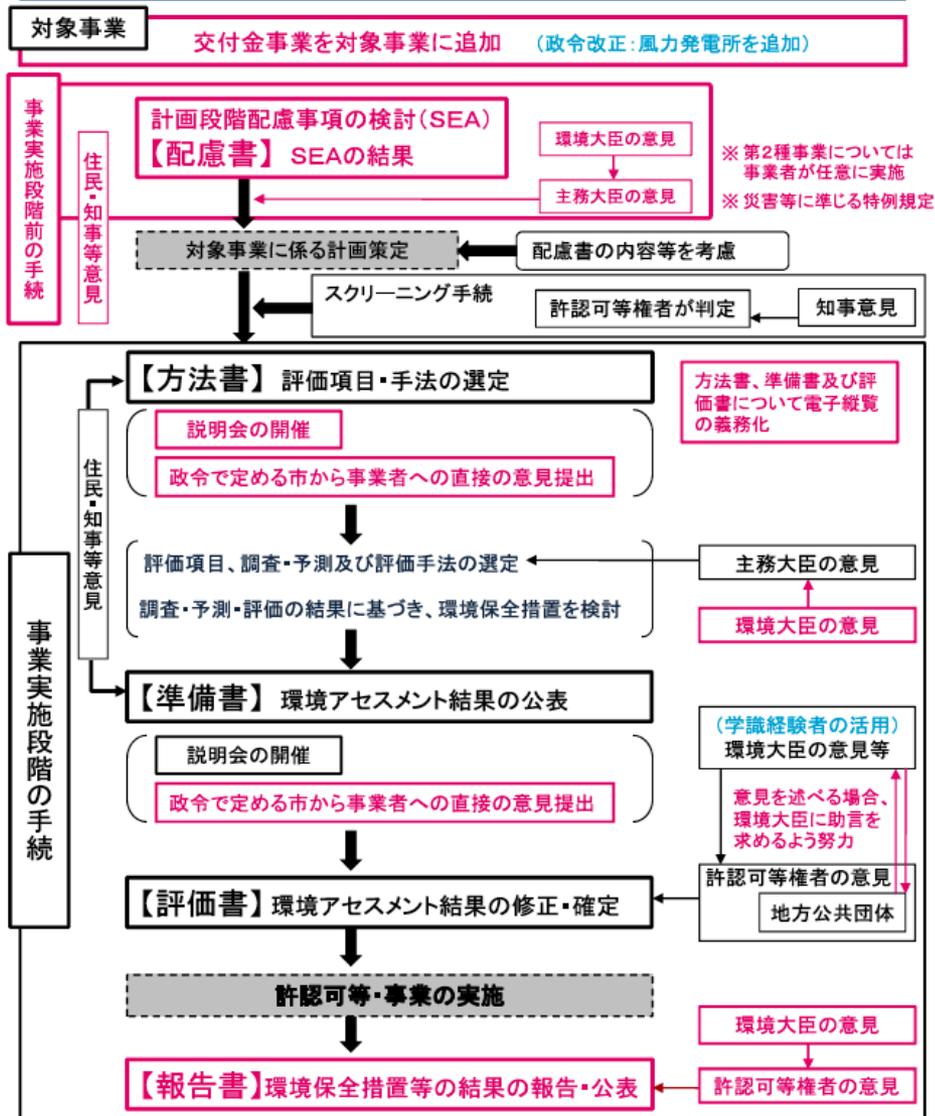
- 斜面切取窪地に地上施設を配置。安全、環境、景観に効果的に対処
- ILC での地上施設(アクセスポイント)での構想として参照



- 景観、自然環境に配慮した地上アクセス施設
- 木々に囲まれ、斜面・窪地を活用した自然水の排水

# 補足資料

# 環境影響評価法改正法の概要 (赤字・赤矢印が法改正事項)



※ 配慮書、報告書に関する改正事項: 公布後2年以内に施行  
 上記以外に関する改正事項: 公布後1年以内に施行